

快適トイレ設置試行工事要領

令和元年 11 月 18 日 財政局工事管理室長決裁

最近改定 令和 5 年 8 月 21 日

(目的)

第 1 条 最近の建設業界においては、担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっている。

これには建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善することが必要であり、担い手確保・育成に寄与する一助として建設現場内に設置する仮設トイレを快適な仕様（以下、「快適トイレ」という。）とする試行を実施し、その効果を把握するため、これらの実施方法、提出資料、その他必要な事項について定めるものである。

(対象工事)

第 2 条 札幌市発注工事のうち、工事現場内に仮設トイレが設置される工事とする。

ただし、当初から快適トイレの設置が困難であると考えられる工事や第 1 条に示す目的が果たせないと考えられる工事については、対象工事としないことができる。

(快適トイレの仕様)

第 3 条 快適トイレは、以下の (1) 及び (2) の各項目をすべて満たすものとする。なお、(3) については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

(1) 【快適トイレに求める機能】

- ①洋式（洋風）便座
- ②水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ③臭い逆流防止機能
- ④容易に開かない施錠機能
- ⑤照明設備
- ⑥衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重を 5 kg 以上とする）

(2) 【付属品として備えるもの】

- ⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ⑧周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ⑨サニタリーボックス
- ⑩鏡と手洗器
- ⑪便座除菌クリーナー等の衛生用品

(3) 【推奨する仕様、付属品】

- ⑫便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ⑬擬音装置（機能を含む）
- ⑭着替え台
- ⑮臭気対策機能の多重化

⑯室内温度の調整が可能な設備

⑰小物置き等（トイレトペーパー予備置き場等）

（発注方式）

第4条 快適トイレ設置工事の発注方式は次の各号のとおりとする。

- (1) 快適トイレ設置の試行工事であることを特記仕様書に明記する。
- (2) 当初設計に設置費用を計上せず、設置できた工事について設計変更にて対応する。
- (3) 現場内に男女別各1基設置することを原則とする。ただし、女性が現場にいない場合等はこの限りではない。
- (4) 快適トイレの手配が困難な場合等は対象工事としないことができる。
- (5) 現場事務所等の屋内に設けるトイレは、快適トイレとして扱わないため、屋外に設置するトイレがない場合は、対象工事としない。

（設計変更手続き）

第5条 設計変更に係る手続きについては、次の各号のとおりとする。

- (1) 受注者は快適トイレの設置にあたり、第3条に示す事項について、事前に規格・基数等の詳細を施工計画書に記載して、発注者と協議の上、その仕様を決定するものとする。
- (2) 受注者は快適トイレの設置費用が確定後直ちに、発注者へ支出実績の判る資料を提出するものとする。
- (3) 快適トイレの設置費用は、51,000円/基・月を上限に「積算上の差額」を計上するものとし、男女別計2基まで設計変更の対象として計上できるものとする。なお、「積算上の差額」とは、実際にかかる費用から10,000円/基・月（従来型トイレの設置費用相当額）を除いた額をいう。
- (4) 快適トイレの運搬費、据付費等は共通仮設費（率分）に含むものとする。
- (5) 現場環境改善費（率）を計上している工事では、快適トイレをより多く設置する場合や、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。現場環境改善費（率）を計上していない工事では、上限額を超える費用についても計上するものとする。

（その他）

第6条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて受発注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和元年12月4日から施行する。

附則

この要領は、令和5年6月19日以降しゅん功する工事に適用する。

附則

この要領は、令和5年8月21日以降しゅん功する工事に適用する。